

【障がい児支援事業の種類と内容】

⇒ 第二種社会福祉事業〔社会福祉法第2条第3項第2号に規定〕

種 類		内 容	児童福祉法
障がい児通所支援	児童発達支援 ・児童発達支援センター ・児童発達支援センター以外のもの	日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、集団生活に適應することができるよう、未就学の障がい児に対して適切かつ効果的な指導及び訓練を行う。	センター 第7条第1項 センター以外 第6条の2の2 第2項
	(旧)医療型児童発達支援	上肢・下肢・体幹の機能の障がいがある児童を通わせ、日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、集団生活に適應することができるよう、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での指導及び訓練並びに治療を行う。	(旧)第6条の2 の2第3項
	放課後等デイサービス	学校に通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休業中において生活能力向上のための訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行う。	第6条の2の2 第3項
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいの状態などの障がい児に対して、外出することが著しく困難な場合に、当該障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練等を行う。	第6条の2の2 第4項
	保育所等訪問支援	保育所等に通う障がい児に対して、当該施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適應のための専門的な支援を行う。	第6条の2の2 第5項
	障害児相談支援	「障害児支援利用援助」及び「継続障害児支援利用援助」を行う。	第6条の2の2 第6項

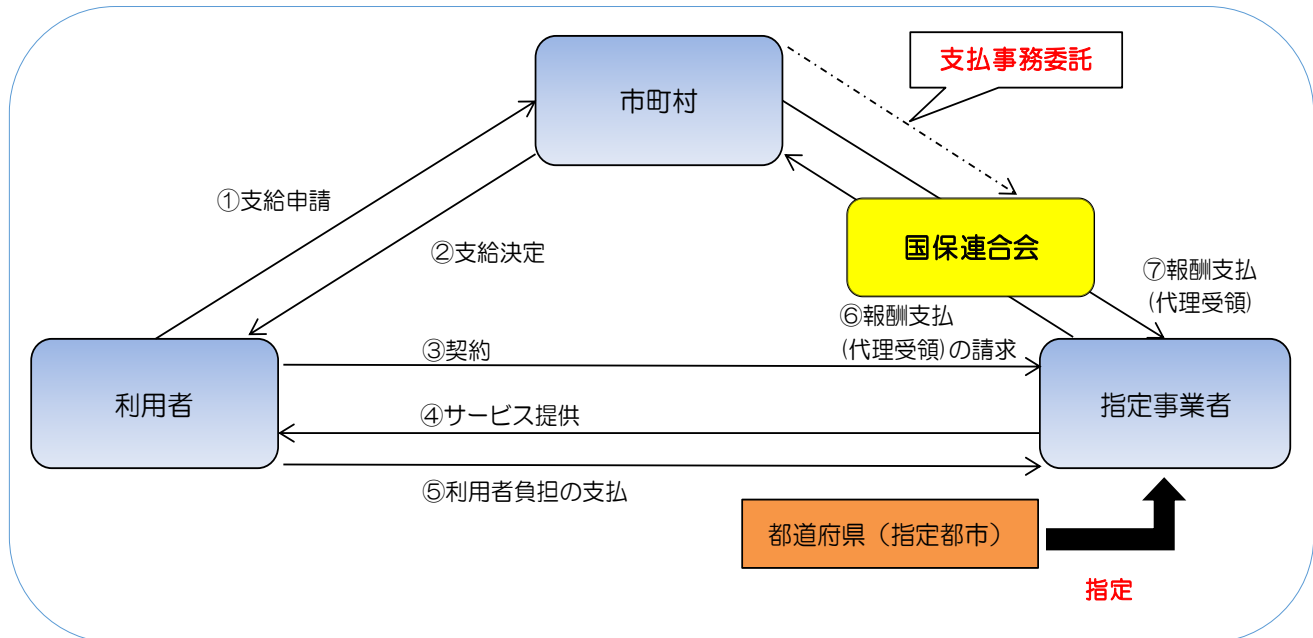
目次

I	はじめに	
1	障がい児支援事業の利用の仕組み	3
2	障がい児支援事業を行う者の指定の基準	3
3	他法令の遵守について	3
4	事前確認事項について	4
5	指定申請について	5
II	指定基準等について	
1	根拠法令等一覧	8
2	障がい児支援事業の形態について（多機能型）	8
3	障がい児支援事業の人員・設備基準等について	10
	（1）共通の基準	
	1. 人員配置基準（管理者/施設長、児童発達支援管理責任者）	10
	（児童指導員、機能訓練担当職員、看護職員）	11
	2. 設備基準	12
	3. 最低定員	13
	【特例的な取り扱い】	
	（2）支援の種類ごとの個別基準	
	①児童発達支援・放課後等デイサービス	14
	②児童発達支援センター	15
	③共生型児童発達支援・共生型放課後等デイサービス	16
	④（旧）医療型児童発達支援	17
	⑤居宅訪問型児童発達支援	18
	⑥保育所等訪問支援	19
	⑦障害児相談支援	20
III	報酬区分について	21

I はじめ

障がい児支援事業を提供する事業者は、児童福祉法第21条の5の15等の規定に基づき、事業所が所在する都道府県知事（指定都市においては当該市長）の指定を受ける必要があります。

1 障がい児支援事業の利用の仕組み



2 障がい児支援事業を行う者の指定の基準

障がい児支援事業所として指定を受けるには、市の条例で定める基準を満たすことが必要です。サービス種類毎に、以下の3つの視点から指定基準等が定められています。また、指定後も指定基準等を満たしている必要があります。

- | | | |
|-------|-----|---|
| ★人員基準 | ・・・ | 従業員の知識・技能・人員配置等に関する基準 |
| ★設備基準 | ・・・ | 事業所に必要な設備等に関する基準 |
| ★運営基準 | ・・・ | サービス提供にあたって事業所が行わなければならない事項
や留意すべき事項など事業を実施する上で求められる運営上の基準 |

※ 指定が受けられない場合

- ① 申請者が法人でないとき。
→ 法人格を持たない団体は、株式会社・NPO法人等の法人格を取得する必要があります。
- ② 事業所の従業員の知識及び技能並びに人員が条例で定める基準を満たしていないとき。（人員基準）
- ③ 申請者が、設備及び運営等に関する基準に従って適正な運営ができないと認められるとき。
→ 指定基準を満たす必要があります。（設備基準・運営基準）
- ④ 申請者が、指定を取り消されてから5年を経過しない者であるとき。等

3 他法令の遵守について

障がい児支援事業を行うために指定申請を行う場合、様々な関係法令があり、指定申請前に確認して

おくべきことがあります。各所管庁に事前に相談のうえ改善を行ってください。

また、事業者は「公的サービス」を提供するものであり、公明正大な運営が求められます。当然のこととして各種の法令やルールを遵守しなければなりません。「知らなかった」では済まされないこともありますので、事業をスタートさせる前に十分に各種法令の確認を行い、理解する必要があります。

下記「4」の内容については事前の確認を必ず行ってください。

4 事前確認事項について

(1) 建築基準法に適合していることの確認（建築確認申請や建築確認検査の有無）

事業所として使用する物件については、建築基準法上の要件を満たす必要があります。

延床面積が200㎡（令和元年6月25日施行）を超える場合は、「用途変更」が必要な場合がありますので、都市計画局 建築指導部 建築確認課（06-6208-9291）に事前にご確認ください。

建築計画概要書などで確認して下さい。建築確認や検査済証がない場合は法人からの申立書が必要になります。計画調整局 建築指導部 建築企画課（06-6208-9288）に建築計画概要書の閲覧申請を行い、検査済の記録がないかを確認してください。

(2) 消防法に適合していることの確認

事業所として使用する建物が、消防法に適合しているかどうかを確認する必要があります。

なお、物件によっては、自動火災報知設備や誘導灯などの設置工事が必要となる場合がありますので、管轄の消防署に事前にご相談ください。

★ 指定申請書の提出に際しては、「防火対象物使用開始（変更）届出書」（写し）の添付が必要です。指定申請書の提出までには消防署に届け出てください。

届出の時期によっては消防署の受付・検査までに時間を要する場合がありますので、早めに手続きしてください。（上記の関係で指定が延期になるケースがあります。）

(3) 浸水想定区域と土砂災害警戒区域の確認

水防法と土砂災害防止法が改正され、事業所がこの区域内である場合は、「避難確保計画の作成」と「避難訓練の実施」が義務付けられました。事前に大阪市危機管理室（06-6208-7376）にご確認ください。

(4) 近隣住民等への説明

事業所の開設前に、近隣住民の方に対して事前に説明を行ってください。

また、自動車での児童の送迎を予定されている場合なども、事前に説明していただくことがトラブルの防止につながります。

(5) 駐車場の確保

送迎サービスを提供する場合は、駐車場（敷地内、もしくは近隣の貸駐車場を確保してください。）

路上駐車は近隣住民に迷惑をかけ、車の通行にも危険です。

※ 路上駐車は、「道路交通法」や「自動車の保管場所の確保等に関する法律」等の法令に抵触する恐れがあります。

(6) 事業所において、利用者に昼食等を提供する場合

1日に20食以上の食事を提供する場合は、保健所において手続きが必要な場合がありますので、管轄の保健所にご確認ください。

なお、新規の指定時のみならず、事業開始後に事業所の所在地を変更する際にも、新たな建物について、同様の対応をお願いします。

5 指定申請について

(1) 指定申請のスケジュール

指定日（事業開始が可能となる日）は、原則、毎月 1 日とします。

新規指定申請には【事前協議】が必要です。事前協議書類を作成の上、指定日の三月前の月末まで郵送してください。

※居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援は事前協議不要です。

※事前協議から指定までに時間を要しますので、予定している事業開始日からゆとりをもってご準備ください。

詳細なスケジュールは、大阪市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000601773.html>

(2) 指定申請までの流れ

【事前協議】 ※次ページをご確認ください。

↓ ↓

事前協議書類の提出

※指定日の三月前の月末までに郵送

↓ ↓

事前協議の書類審査（指定日の前月 10 日まで）

※補正解消まで書類提出を求めます。

↓ ↓

申請受付（申請受付期間内）※詳細なスケジュールは大阪市ホームページをご確認ください。

※来庁予約のうえ、窓口提出

↓ ↓

審査（申請受付以降）

※補正・追加書類等が発生した場合、速やかに提出してください。

↓ ↓

指定時研修（指定を受ける月の前月 25 日前後）

※管理者の出席が必要です。研修終了後に指定書を交付します。

↓ ↓

指定

※指定は、毎月 1 日です。指定には、申請受付期間中に指定基準を満たす適正な申請書類が受付され、審査においても適正であると認められた場合に限りです。スケジュール管理には十分ご注意ください。

※受付には、申請者（法人）の必要な定款の手続きや人員、設備について、事業開始時点の状況が確定していることが必要です。（施設等の改修等については、当該改修工事及び付随する建築基準法等関係法令上の手続きや検査、備品の設置等が完了していることをいいます。）

(3) 事前協議

事前協議では、本申請いただく前に、人員や設備等に関する書類を提出いただき制度に沿っているかなどを確認します。下記の事前協議書類一式を準備のうえ、提出期限までに郵送してください。

※居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援は事前協議不要です。

事前協議に必要な書類（共通様式）

- ① 事前協議書
- ② 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表
- ③ 組織体制図
- ④ 経歴書（管理者、児童発達支援管理責任者）
- ⑤ 平面図
- ⑥ 採光・換気の基準を満たしていることが確認できる書類
児童発達支援センター（福祉型）のみ

詳細及び必要な様式は大阪市ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000602625.html>

(4) 指定申請にかかる提出書類

○サービス種類ごとの必要書類については、「提出書類一覧表」（大阪市 HP）を参照してください。

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000602658.html>

○必要な書類は大阪市ホームページからダウンロードしてください。

指定障がい福祉サービス事業等（指定障がい児支援事業等）の様式（申請・届出書類）等

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000601784.html>

○ 提出部数は1部です。

（正副2部作成し、正本は大阪市に提出してください。副本は事業所で保管してください。）

○ 定款の目的について

法人の定款には、

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障がい福祉サービス事業」

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業」

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業」

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく移動支援事業（もしくは地域生活支援事業）」

「児童福祉法に基づく障がい児相談支援事業」

「児童福祉法に基づく障がい児通所支援事業」 等

と規定することが必要ですので、規定されていなければ、定款の改正を行ってください。なお、指定申請の際には、「履歴事項全部証明書等（原本）」により確認します。※法律名称が旧法でないことなどを確認してください。

(5) 提出先

手引き表紙の【お問い合わせ】を参照してください。

(6) 提出方法

本申請に必要な書類をそろえた上で、来庁（面談、事前予約必要）により提出してください。

- ・提出書類に必要な書類は「(4) 指定申請にかかる提出書類」をご参照ください。
- ・事前協議が必要な申請の場合は、事前協議終了後になります。

(7) その他

指定時研修の受講

書類審査終了後、管理者は、指定を受ける月の前月 25 日前後に実施される指定時研修を受講してください。

現地確認 (※児童発達支援、放課後等デイサービスのみ)

指定を受ける当月の 11 日頃～19 日頃に、本市職員が事業所を訪問し、設備等の確認を行うとともに管理者からヒアリングを行います。

Ⅱ 指定基準等について

指定を受けるには、大阪市が定める条例、厚生労働省が定める指定基準、最低基準等を満たすことが必要です。

この他、省令の委任を受けた告示や厚生労働省の通知についても、事業者として把握しておくことが必要です。厚生労働省や大阪市ホームページに掲載していますので、確認をお願いします。

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000604124.htm>（大阪市ホームページ）

1 根拠法令等一覧

条 例	
大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年大阪市条例第 49 号）	
大阪市指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年大阪市条例第 19 号）	
基 準	省 令 ・ 告 示
指定基準	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号）
最低基準	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）
報酬算定基準	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 122 号）

2 障がい児通所支援の形態について（多機能型とは）

（1）多機能型事業所（複数の事業を一体的に行うもの）

【多機能型の形態】

① 「障がい児支援事業」と「障がい福祉サービス」との多機能型

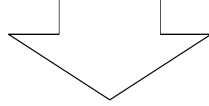
障がい児支援事業（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）、**障がい福祉サービス**（生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型）の事業のうち、二つ以上の事業を一体的に行う場合

② 「障がい児支援事業」の多機能型事業所

障がい児支援事業（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）の事業のうち、二つ以上の事業を一体的に行う場合

(2) 多機能型事業所のサービス提供単位

従業員の配置基準は、サービス提供単位ごとに利用する障がい児の数に基づき設定する。



(1) 対象事業

児童発達支援、放課後等デイサービス

(2) サービス提供単位の考え方

一又は複数の障がい児に対して、同時に、一体的に提供される支援を一の単位とする。

(具体例)

ア 午前と午後とで別の障がい児に対してサービスを提供する場合

イ 同一事業所内で同時に2クラスの児童発達支援を提供する場合



2単位として
て取り扱う

(3) 人員配置の考え方

複数単位を設置する場合は、それぞれの単位ごとに人員基準を満たす必要がある。

(4) 児童発達支援管理責任者に関する指定要件

支援の種類ごとに1名配置(常勤専従)

※ 多機能型事業所内の児童発達支援管理責任者同士の兼務は可能

(5) 障がい児通所給付費

原則、事業所全体の定員規模により算定する。

◆多機能型事業所の定員区分について

質 問	回 答
児童発達支援事業と放課後等 デイサービスの多機能型の場 合、報酬算定時の定員区分はど のように取り扱うのか。	多機能型事業所は、実施するサービスの利用定員の合計数を利用 定員とし、その利用定員に相当する定員区分により報酬を算定 する。定員区分の考え方は次のとおり。
例：児童発達支援(定員10 人)・放課後等デイサービス(定 員10人)の多機能型事業所(重 症心身障がい児以外の場合)	① 事業所全体の定員が20人の場合 (請求上の定員区分) 児童発達支援、放課後等デイサービスともに11人~20人
	② 事業所全体の定員が10人の場合 (請求上の定員区分) 児童発達支援、放課後等デイサービスともに10人以下
	③ 従業員の員数等に関する特例によらない多機能型事業所 の場合 (請求上の定員区分) 児童発達支援、放課後等デイサービスともに10人以下 ※ 管理者を除く従業員をそれぞれ専従で配置、発達支援室を専用に 整備することが必要

3 障がい児支援事業の人員・設備基準等について

(1) 共通の基準

1. 人員配置基準

◎ 管理者（施設長）

責 務	事業所の職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行うこと。 事業所の職員に基準等を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと。
従事要件	専ら当該事業所の職務に従事するものであること。

◎ 児童発達支援管理責任者

配 置 数	・常勤1人以上
資格要件	資格・実務経験・研修等の要件の詳細については、大阪市のホームページ「障がい福祉サービス事業等に関する基準等について」をご確認ください。 https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000601754.html 【研修要件について】次の①及び②の受講修了が必要です。 ①相談支援従事者初任者研修（2日課程）修了 障害者ケアマネジメント研修の修了者については平成 18 年 10 月 1 日以降、平成 24 年 3 月 31 日までに相談支援従事者初任者研修（講義部分）のうち指定された 1 日を受講した場合は、相談支援従事者初任者研修（講義部分）を修了したものとみなす。 ②サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）等研修修了 令和 4 年度以降にサービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）等基礎研修を修了しても、サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）等実践研修を修了しなければ、児童発達支援管理責任者等として従事できません。 また、実践研修を修了した翌年度から 5 年度毎に 1 回更新研修を受講する必要があります。更新研修の受講には、現に児童発達支援管理責任者等、管理者、相談支援専門員として従事している又は更新研修の受講開始日前 5 年の間に 2 年以上の児童発達支援管理責任者等、管理者、相談支援専門員の実務経験がある者として実務経験の受講要件があります。 なお、平成31年3月31日までにサービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）等としての従事要件を満たしている方は、更新研修の受講要件はありませんが、令和5年度末までに更新研修を受講しなければ、児童発達支援管理責任者等として引き続き従事することができません。（期限までに更新研修を修了することができなかった場合は、実践研修を改めて修了することで、修了日以降再び児童発達支援管理責任者等として従事可能です。）
業 務	① 通所支援計画の作成に関すること。 ・ 障がい児について適切な方法によりアセスメントを行い、障がい児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討を加え、通所支援計画の原案を作成。 ・ 通所支援計画の作成に係る会議を開催し、通所支援計画の原案に対する意見を聴取。 ・ 作成した通所支援計画を保護者に説明、交付。 ・ 通所支援計画の実施状況を把握し（モニタリング）、6月に1回以上見直しを実施。 ② 障がい児の心身の状況、その置かれている環境等を的確に把握し、障がい児又は保護者に対し、必要な助言その他の援助を行うこと。 ③ 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

◎ 児童指導員

資 格 要 件

次のいずれかに該当する者

- ① 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- ② **社会福祉士**の資格を有する者
- ③ **精神保健福祉士**の資格を有する者
- ④ 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く）の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（専門職大学の前期課程修了者は含まない）
- ⑤ 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く）の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者
- ⑥ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ⑦ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ⑧ 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業（下記※）に従事したもの
- ⑨ 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、都道府県知事が適当と認めたもの（養護教諭は含まない）
- ⑩ 3年以上児童福祉事業（下記※）に従事した者であって、都道府県知事が適当と認めたもの

※ 児童福祉事業とは？

- ・児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設
助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設（旧情緒障害児短期治療施設）、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター
- ・同法第12条の児童相談所における事業
- ・同法第6条の2の2に規定する事業
児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、及び障害児相談支援事業
- ・同法第6条の3に規定する事業
児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業

※実際に業務に従事した日数は、1年あたり180日以上とする。（業務内容は直接支援業務に限る。）

（例）実務経験2年・・・従事期間2年以上かつ、従事した実日数360日以上が必要

// 3年・・・従事期間3年以上かつ、従事した実日数540日以上が必要

◎ 機能訓練担当職員

業務	指定通所支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う。 ※ 特別支援加算を算定する際に配置が必須。
資 格 要 件	
【理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び心理指導担当職員】 ※ 主に重症心身障がい児を通わせる事業所で、機能訓練を行わない時間帯については、機能訓練担当職員を置かないことができます。 【心理指導担当職員】 次のいずれも満たす者 ① 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く）の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者（専門職大学の前期課程修了者は含まない） ② 個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者 ※公認心理士等の資格を有する場合は、①及び②を満たす者としてします。	

◎ 看護職員

資 格 要 件	
保健師、助産師、看護師、准看護師	

※管理者以外の方については、資格証や実務経験証明書などの資格要件が確認できる書類の提出が必要です。

【用語の定義】

「常勤」

当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。以下同じ。）に達していること。

同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所（多機能型）の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。

「常勤換算」

事業所の従業者の勤務延べ時間数を、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の員数に換算することをいう。

「専ら従事する」「専ら提供に当たる」「専従」

原則として、サービス提供時間帯を通じて当該支援以外の職務に従事しないこと。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間（サービス単位を設定する場合は、サービスの単位ごとの提供時間）をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。

2. 設備基準

構造は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等、障がい児の保健衛生及び防災に配慮されていること。

（サービス毎の設備基準についてはP14～P20の表中「設備基準」を参照してください。

3. 最低定員（通所支援事業者）

主たる対象	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	多機能型（障がい児のみ）	多機能型（障がい福祉サービス含む）
重症心身障がい児以外	10人	10人	10人	全体で10人	全体で20人以上のとき 障がい児通所支援で5人
重症心身障がい児	5人	10人	5人	全体で5人	下記のとおり

※ 居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援に定員はありません。

《主たる対象を重症心身障害児とする通所支援の形態について》

重症心身障害児者を主たる対象とする通所支援については、小規模な実施形態や児者一貫した支援が適切であることから、特例的な取扱いが整備されている。（下記参照）

全ての事業を通じて最低定員5人以上

「障がい児通所支援」と「障害福祉サービス」を一体的に実施することが可能

- ・定員は、児・者で区分しない
- ・児童指導員・保育士を生活支援員に読替えて適用するなどにより、職員・設備について兼務・共用を可とする
- ・主として重症心身障がい児を対象とする障がい児支援」と「障がい福祉サービス」との多機能の場合、最低定員5人以上
- ・主として重症心身障がい児を対象とする生活介護」との多機能の場合、すべての事業を通じて最低定員5人以上

- ◆ 人員配置に関する特例 ①児童発達支援管理責任者とサービス管理責任者の兼務が可能
②児童指導員又は保育士と生活支援員の兼務が可能

項目	児童発達支援	放課後等デイサービス	生活介護
管理者	1名		
嘱託医	1名		
従業者	児童指導員又は保育士 1名以上 看護職員 1名以上 機能訓練担当職員 1名以上 常勤要件は課されていないが、 営業時間を通じて専従である ことが必要 ＊機能訓練担当職員は、機能訓練 を行う時間帯のみの配置でも可		生活支援員 看護職員 理学療法士又は作業療法士（実施する場合） 上記職員の総数は、障がい程度区分 ごとに規定
	児童発達支援管理責任者 1名		サービス管理責任者 1名

- ◆ 設備に関する特例 ⇒ 発達支援室の他、必要な設備を兼用とすることが可能

（２）支援の種類ごとの個別基準

① 児童発達支援（センターを除く）・放課後等デイサービス

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応のための支援、その他必要な支援を行う。

《対象》

【児童発達支援】療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児

【放課後等デイサービス】学校教育法第１条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障がい児

【人員基準】

従 業 員	① 主として重症心身障がい児以外を 通わせる場合		② 主として重症心身障がい児を 通わせる場合	
	児童発達 支援管理 責任者	１人以上 （１人以上は専任かつ常勤）	児童発達 支援管理 責任者	１人以上
	児童指導員 又は 保育士	営業時間を通じて ★ １人以上は常勤 ★ 下記の障がい児の数に応じて、 それぞれに定める数以上 ・障がい児の数が 10 人まで <u>2人以上</u> ・10 人を超えるもの <u>2人に加えて、障がい児の数が 10</u> <u>を超えて5、又はその端数を増すこ</u> <u>とに、1を加えて得た数以上</u> ★上記のうち半数以上は児童指導員又は 保育士でなければならない ※2人目はサービス提供を行う時間帯を 通じて配置が必要 ※機能担当職員をサービス提供を行う時 間帯を通じて専従で配置している場合 は、合計数に含めることが可能	嘱託医	１人以上
			看護職員	１人以上 ※
			児童指導員 又は 保育士	１人以上 ※
	機能訓練 担当職員	機能訓練を行う場合 （必要に応じて配置）	機能訓練 担当職員	１人以上 ※機能訓練を行う 時間帯のみ
管理者		原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの （支障がない場合は、児童発達支援管理責任者との兼務可）		

【設備基準】

- ・発達支援室（支援に必要な機械器具等を備えること）
 ※ 大阪市の独自ルールとして、定員 10 人の場合 24.7 ㎡以上（１人あたり 2.47 ㎡以上）確保してください。
- ・その他の設備及び備品等（相談室、事務室、手洗い設備、トイレ）
- ・専ら当該指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスの事業の用に供すること。
 （支援に支障がない場合は共用可）

② 児童発達支援センター

【人員・設備基準】

※ 従業者	嘱 託 医	1人以上		
	児 童 指 導 員 及 び 保 育 士	・単位ごとに総数がおおむね障がい児 の数を4で除して得た数以上 ・児童指導員 1人以上 ・保育士 1人以上		機能訓練担当職員の数を含める ことができる
	栄 養 士	1人以上		障がい児の数が40人以下の場合は 置かないことができる
	調 理 員	1人以上		調理業務の全部を委託する場合は置 かないことができる
	児童発達支援 管 理 責 任 者	1人以上		
	機 能 訓 練 担 当 職 員	機能訓練を行う場合 (必要に応じて配置)		児童指導員及び保育士の総数に含め ることができる
	主として難聴 児を通わせる 場合	言語聴覚士	指定児童発達支援の単位 ごとに4人以上	児童指導員及び保育士の総数に含め ることができる
		機能訓練 担当職員	機能訓練を行う場合 (必要に応じて配置)	
	主として重症 心身障がい児 を通わせる場 合	看護職員	1人以上	児童指導員及び保育士の総数に含め ることができる
機能訓練 担当職員		1人以上		
管理者		原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの		

【設備基準】

発達支援室	・定員 おおむね 10 人 ・障がい児 1 人当たりの床面積 2.47 m ² 以上 ※ 主として難聴児又は重症心身障がい児を通わせる場合は除く	
遊 戯 室	・障がい児 1 人当たりの床面積 1.65 m ² 以上 ※ 主として難聴児又は重症心身障がい児を通わせる場合は除く	主として重症心身障がい児を通わせる場合は設けないことができる（支援に支障がない場合）
屋外遊戯場	事業所付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む	
医 務 室 相 談 室	必要な設備です	
調 理 室 ト イ シ	必要な設備です	
静 養 室	主として知的障がいのある児童を通わせる場合	
聴力検査室	主として難聴児を通わせる場合	
そ の 他	・ 指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等 ・ 専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供すること （支援に支障がない場合は他の社会福祉施設との兼用可）	

※ 従業者（嘱託医を除く）は、専ら事業所の職務に従事する者（もしくは単位ごとに専従）であること（支援に支障がない場合は、栄養士、調理員は併設する他の社会福祉施設の職務に従事することが可能）

③ 共生型児童発達支援・共生型放課後等デイサービス（平成 30 年 4 月 1 日施行）

【支援の概要】

- ・ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの指定を受けている事業所において、児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う。
- ・ 介護保険法に基づく居宅サービス及び地域密着型サービス並びに介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスの指定を受けている事業所において、児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う。

共生型サービス概要一覧

共生型サービスの種別	共生型の指定が受けられる既存の事業所	
	介護保険事業種別	障がい福祉サービス事業等種別
共生型居宅介護 共生型重度訪問介護	訪問介護	—
共生型生活介護	通所介護 地域密着型通所介護 (介護予防)小規模多機能型居宅介護(通い) 看護小規模多機能型居宅介護(通い)	児童発達支援 放課後等デイサービス
共生型自立訓練(機能訓練) 共生型自立訓練(生活訓練)		—
共生型児童発達支援 共生型放課後等デイサービス		生活介護
共生型短期入所		—

- ・ 指定通所事業者等が、共生型障がい児通所支援を行う場合、「児童発達支援」又は「放課後等デイサービス」として、事業所の指定申請に基づき指定します。
- ・ 共生型サービスは、障がい児、障がい者及び要介護者に同じ場所で同時に提供することが想定されているため、サービスを時間によって障がい児、障がい者及び要介護者に分けて提供する場合は、各制度の共生型の特例によらず、各サービスの指定基準を満たす必要があります。
- ・ 障がい児入所施設やその他関係施設から、障がい児の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けている必要があります。

共生型サービスの申請について、申請書類等は大阪市ホームページからダウンロードして下さい。

指定申請・変更届・加算等の各種手続き

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000601773.html>

提出書類一覧

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000602658.html>

④（旧）医療型児童発達支援 ※新たに指定を行うことはありません。

※令和4年の児童福祉法改正により、児童発達支援における「福祉型」と「医療型」が一元化され、「福祉型」における3類型（障害児、難聴児、重症心身障害児）についても一元化されました。本改正は、令和6年4月1日より施行されています。

これに伴い、令和6年に基準省令が改正され、「医療型児童発達支援」の人員・設備基準は削除となり、「児童発達支援」の基準に一元化されることとなりました。ただし、令和9年3月31日までの間の経過措置期間が設けられており（設備基準については経過措置期間は「当分の間」）、この間の、一元化前の旧基準（医療型、難聴児、重症心身障害児）に基づく支援を行うことが可能です。

【支援の概要】 ⇒ 児童発達支援及び治療を行う。

対象 ＝ 肢体不自由（上肢、下肢又は体幹の機能障がい）があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児

【人員・設備基準】

※ 従 業 者	診療所に必要とされる従業者	医療法に規定する必要数
	児童指導員	1人以上
	保育士	1人以上
	看護職員	1人以上
	理学療法士又は作業療法士	1人以上
	児童発達支援管理責任者	1人以上
	機能訓練担当職員	言語訓練等を行う場合（必要に応じて配置）
管理者		原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの

【設備基準】

医療法に規定する診療所に必要とされる設備（★）	専ら当該指定医療型児童発達支援の事業の用に供すること （支援に支障がない場合は★を除き 他の社会福祉施設との兼用可） ※階段の傾斜は緩やかにする
指導訓練室	
屋外訓練場	
相談室	
調理室	
浴室及び便所には手すり等身体の機能の不自由を助ける設備	

※ 従業者は、専ら事業所の職務に従事する者であること（支援に支障がない場合は、障がい児の保護に直接従事する従業員を除き、併設する他の社会福祉施設の職務に従事することが可能）

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

【支援の概要】 ⇒ 重度の障がいの状態その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める状態にある障がい児に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な支援、その他必要な支援を行う。

対象 一児童発達支援（医療型）又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な障がい児

【人員基準】

従業者	訪問支援員	事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は保育士の資格の取得後、または児童指導員もしくは心理指導担当職員として配置された日以後、障がい児について、3年以上 <u>直接支援業務</u> に従事した者
	児童発達支援管理責任者	1人以上（専ら当該事業所の職務に従事する者を1人以上）
管理者		原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの（支障がない場合は児童発達支援管理責任者との兼務可）

【設備基準】

専用の区画	専用の事務室	専用の事務室が望ましいが、間仕切りする等明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない
	受付、相談等のスペース	利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保
その他	- 指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品 - 手指を洗浄するための設備等、感染症予防に必要な設備等に配慮 - 専ら当該居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供すること（支援に支障がない場合は共用可）	

※**直接支援業務**・・・入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障がい児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な支援その他の支援（以下、「支援等」という。）を行い、及び当該障がい児の支援等を行う者に対して支援等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務

⑥保育所等訪問支援

【支援の概要】 ⇒ 保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。

対象 ＝ 保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設（放課後児童クラブ、乳児院、児童養護施設）に通う障がい児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障がい児

【人員・設備基準】

従業者	訪問支援員	訪問支援を行うために必要な数 ※ 障がい児支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士又は心理担当職員等で、集団生活への適応のため専門的な支援の技術を持つ者
	児童発達支援管理責任者	1人以上（専ら当該事業所の職務に従事する者を1人以上）
管理者		原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの（支障がない場合は児童発達支援管理責任者との兼務可）

【設備基準】

専用の区画	専用の事務室	専用の事務室が望ましいが、間仕切りする等明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない
	受付、相談等のスペース	利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保
その他	・指定保育所等訪問支援の提供に必要な設備及び備品 ・手指を洗浄するための設備等、感染症予防に必要な設備等に配慮 ・専ら当該指定保育所等訪問支援の事業の用に供すること（支援に支障がない場合は共用可）	

⑦ 障害児相談支援

【支援の概要：障害児支援利用援助】 ⇒

①通所給付決定の申請若しくは変更の申請に係る障害児の心身の状況、その置かれている環境、当該障がい児又はその保護者の障がい児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障がい児通所支援の種類及び内容等を記載した「障がい児支援利用計画案」を作成する。②通所給付決定若しくは通所給付決定の変更の決定後に、指定障がい児通所支援事業者、指定障がい児相談支援事業者等との連絡調整等の便宜を供与するとともに、通所給付決定に係る障がい児通所支援の種類及び内容、担当者等を記載した「障がい児支援利用計画」を作成する

対象 ＝ 通所給付決定の申請若しくは変更の申請に係る障がい児の保護者

【支援の概要：継続障害児支援利用援助】 ⇒

通所給付決定保護者が、通所給付決定の有効期限内において、当該者に係る障がい児支援利用計画の利用状況を検証し、その結果及び当該通所給付決定に係る障がい児の心身の状況、その置かれている環境、当該障がい児又はその保護者の障がい児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、「障がい児支援利用計画」の見直しを行い、その結果に基づき、次のいずれかの便宜を供与する。

① 「障がい児支援利用計画」を変更するとともに、関係者との連絡調整等を行う。

② 新たな通所給付決定若しくは通所給付決定の変更の決定が必要と認められる場合において、当該給付決定等に係る障がい児の保護者に対し、給付決定等に係る申請の勧奨を行う。

対象 ＝ 指定障害児相談支援事業者が提供した障がい児支援利用援助により「障がい児支援利用計画」が作成された通所給付決定保護者

【人員・設備基準】

従業者	相談支援専門員	専従の相談支援専門員 業務に支障がない場合は他の職務の兼務可能。※ 相談支援専門員：1人以上 1か月平均の利用者数が35件に対して1人を標準とし、利用者の数が35件又はその端数を増すごとに増員することが望ましい
	管理者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの (支障がない場合は他の職務の兼務可)

【設備基準】

専用の区画	専用の事務室	専用の事務室が望ましいが、間仕切りする等明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない
	受付、相談等のスペース	利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保
その他	- 指定障害児相談支援の提供に必要な設備及び備品 - 手指を洗浄するための設備等、感染症予防に必要な設備等に配慮	

※業務に支障がない場合は、一般相談・障がい児相談と兼務が可能であるが、一般相談・障がい児相談の相談支援専門員の他の職務との兼務についての制約や可否については、大阪市に確認して下さい。

【資格要件について】

(1) 相談支援専門員

次の①②のいずれも満たす者

① 障がい者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験が3～10年。詳細は「障がい福祉サービス事業等に関する基準等について」リンク先を確認。

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000601754.html>

② 相談支援従事者初任者研修（平成18年度以降実施分、5日間、7日間）修了※

（修了後も、現任研修を5年に1度以上は受講することが必要）

※障害者ケアマネジメント研修の修了者については平成18年10月1日以降、平成24年3月31日までに相談支援従事者初任者研修（講義部分）のうち指定された1日又は2日を受講した場合は、相談支援従事者初任者研修を修了したものとみなす。

Ⅲ 報酬区分について

★児童発達支援（未就学児等支援区分）

区分1	未就学児の延べ利用人数を全障がい児の延べ利用人数で除して得た数が 70%以上
区分2	未就学児の延べ利用人数を全障がい児の延べ利用人数で除して得た数が 70%未満
非該当	児童発達支援センター、主として重症心身障がい児を対象とする事業所

※ 児童発達支援における未就学児以外の児童とは、高校に進学していない、高校を中退した障がい児など、放課後等デイサービスの対象にならないため、児童発達支援を利用している児童等です。

算定方法：前年度（4月1日～翌年3月31日）の延べ利用人数により、全障がい児（児童発達支援を利用している児童のみ）に占める未就学児の割合を算出し、当該年度の報酬区分を算定する。

★放課後等デイサービス（障がい児状態等区分）

授業終了後のサービス提供時間 3時間以上	区分1
授業終了後のサービス提供時間 3時間未満	区分2

主として重症心身障がい児を対象とする事業所の報酬区分は「非該当」となります。

提供時間：運営規程等に定める標準的なサービス提供時間

※ 1日に複数単位を設置する場合は、各サービス提供時間に、単位の数を乗じた数
（例：サービス提供時間2時間で2単位を設置する場合⇒ $2 \times 2 = 4$ 時間）